

「函館クルーズターミナル指定管理者募集」に係る質問への回答

(令和8年5月28日質問受付分)

No.	対象書類	項目	質問要旨	回答
1	函館クルーズターミナル指定管理者募集要項(1ページ)	2 応募資格	<p>応募資格の中に「北海道内に主たる事務所を有し」とあり、「主たる事務所」は本社・本店となっているが、北海道に数十年以上拠点を構えている場合でも、応募資格はないということか。</p>	<p>「函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」において、施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが必要であると認めるときは、当該団体の事務所の所在地に関し制限を付すことができることと定めており、今回の函館クルーズターミナル指定管理募集要項では北海道内に主たる事務所を有することを応募資格としております。</p>